

債権者の皆様へ

破産管財人の報告書要旨

令和7年6月6日

破産者 株式会社ヨシノコーポレーション

破産管財人 弁護士 高松 康祐

破産管財人代理 弁護士 中川 雅之

破産管財人代理 弁護士 白石 直己

破産管財人代理 弁護士 永長 寿美子

破産管財人代理 弁護士 末安 大地

上記破産者に対する破産事件について、以下のとおり報告いたします。

1 破産財団の現状

令和7年6月5日現在の破産財団の状況は、添付の財産目録兼収支計算書（以下「収支計算書」といいます。）記載のとおりであり、換価業務が全て完了しました。換価済みの破産財団（収支計算書記載の差引差額）については、破産管財人名義の銀行口座において保管中であり、令和7年6月5日時点の残高は次のとおりです。

普通預金 880万7004円

2 今後の管財業務

一般の破産債権者の皆様に優先する財団債権（公租公課、労働債権等）の金額が上記破産財団を上回るため、近日中に財団債権の按分弁済を行う予定です。財団債権按分弁済後に破産手続廃止となる予定であり、一般の破産債権者の皆様への配当は見込めない状況です。

以上

添 付 書 類

財産目録兼収支計算書

1 通

令和6年(フ)第923号
破産者 株式会社ヨシノコーポレーション

令和6年6月14日開始
令和7年6月5日現在

財産目録兼収支計算書

(債権者用)

福岡地方裁判所第4民事部 御 中

令和7年6月6日
破産管財人 高 松 康 祐

差引差額	8,807,004
------	-----------

【収入の部】

No.	科 目	財産評定額	回 収 額	備 考	残務
	合 計	40,166,441	18,711,832		
1	現金	6,230,130	6,230,050	R6.6.18申立代理人より外貨(US\$119、財産評定額1万8710円)受領、R6.6.24・1万8630円に換金(換金額には両替手数料含む) R6.6.26申立代理人保管分620万7750円受領 R6.6.28小倉店分3670円回収	
2	預貯金				
	別紙預貯金目録添付省略	1,749,542	1,749,618		
3	出資金				
	福岡振興事業協同組合	0	0	破産手続開始決定前に退会済み	
4	保険				
	別紙保険目録添付省略	30,840	26,590		
5	貸付金等				
	破産者代表者	1,357,103	0	R6.10.16破産手続開始決定 R7.3.13放棄許可	
	債務者名省略	11,000	11,000	R6.9.17回収	
6	売掛金				
	①債務者名省略	538,711	538,711	R6.10.31回収	
	②債務者名省略	38,299	38,299	R6.6.17・1万7650円回収 R6.9.6・2万0649円回収	
	③債務者名省略	1,305,643	1,305,643	R6.6.17・130万5643円回収	
	④債務者名省略	917,685	0	事実上倒産状態(代理人弁護士より受任通知あり)のため回収困難 R7.2.5破産財団から放棄	
	⑤債務者名省略	46,698	0	R6.7.9反対債権と相殺	
	⑥債務者名省略	8,250	0	R6.7.10反対債権と相殺	
7	動産				
	什器備品等	66,000	66,000	R6.8.21売却	
	携帯電話端末、スマートフォン(21台)	100,680	100,680	R6.8.23・19台を3万8280円で売却 R6.9.25・1台を6万円で売却 R6.11.5・1台を2400円で売却	
	在庫商品	4,780,000	4,780,000	着物、小物等 R6.8.2本社保管分を5000円で売却 R6.9.26黒崎店、御供所町倉庫、物流センター保管分につき売却許可。R6.10.2・477万5000円で売却。 ヤマト運輸が商事留置権に基づいて占有している着物等について、R6.11.20放棄許可	
8	賃料等				
	福岡市中央区大名1丁目8-32 ダイアパレス大名第2 201号室(転貸)	14,951,699	0	日本着物コンシェルジュ協会に対する賃料及び立替金 R6.10.7放棄許可	
9	敷金				
	別紙賃借物件目録添付省略	5,328,362	1,159,882		
10	知的財産				
	実用新案権(ワンタッチ着物)	0	0	R7.1.10放棄許可	
	商標権(YOKAYOKA)	0	0	R7.1.10放棄許可	
	商標権(着物バンクシステム)	0	0	R7.1.10放棄許可	

	商標権（マインキューブ）	0	0	R7. 1. 10放棄許可	
11	切手・収入印紙	2, 189	2, 189	R6. 6. 24・本社分2179円換金 R6. 7. 4・黒崎店分10円換金	
12	返還金、精算金				
	株式会社コスモ教育出版	7, 200	7, 200	破産手続開始決定前に破産者が前払いしていた雑誌定期購読料の返還金 R6. 7. 3受領	
	有限会社きものと宝飾社	3, 000	2, 560	破産手続開始決定前に破産者が前払いしていた雑誌定期購読料の返還金 R6. 8. 22受領（差額は振込手数料）	
	株式会社ニッサンフィナンシャルサービス	2, 420	2, 420	返還済みのリース車両に関する自賠責保険及び自動車重量税の精算金 R6. 9. 27受領	
13	事業譲渡代金	2, 684, 297	2, 684, 297	破産手続開始決定前になされた事業の一部譲渡の代金 R6. 7. 19・68万円回収 R6. 7. 19・80万4297円回収 R6. 7. 30・120万円回収	
14	否認対象行為	0	0	破産手続開始決定前になされた事業の一部譲渡について、譲渡代金の相当性等を調査した結果、否認対象行為に該当しないと判断	
15	寄託金利息	6, 693	6, 693		

【支出の部】

	摘 要	発生額	支出額	備考
	合 計	94, 861, 068	9, 904, 828	
1	破産管財人の報酬	6, 000, 000	6, 000, 000	
2	破産管財人の事務費用	536, 754	380, 454	
3	税務申告費用	715, 000	716, 100	R7. 1. 17解散事業年度分49万5000円について承認及び弁済 R7. 5. 28清算事業年度及び清算確定事業年度分22万円について承認及び弁済 差額は振込手数料
4	その他法148条1項1号、2号の財団債権			
	破産管財人ホームページ開設・管理費用	88, 000	88, 880	R6. 7. 4承認及び弁済 差額は振込手数料
	動産処分費用	1, 071, 950	1, 074, 810	R6. 9. 6転貸事務所（大名）分9万0200円について承認及び弁済 R6. 9. 10本社分25万円について承認及び弁済 R7. 1. 17清水倉庫、御供所町倉庫分57万7750円について承認及び弁済 R7. 2. 14黒崎店分15万4000円について承認及び弁済 差額は振込手数料
	電気料金	4, 839	4, 839	破産手続開始決定後に使用した電気代 R6. 12. 5承認及び弁済
	賃料	1, 637, 985	1, 639, 745	R7. 4. 7御供所町倉庫分52万5523円について承認及び弁済 清水倉庫分111万2462円についてR7. 4. 10財団債権承認許可、R7. 4. 16弁済 差額は振込手数料
	公租公課	229, 779	0	R7. 6. 5財団債権承認許可申請
	水道代、電気代、電話料金	12, 463	0	R7. 7. 3弁済予定
5	公租公課（財団債権）	14, 545, 355	0	
6	労働債権（財団債権）	11, 221, 847	0	R7. 6. 5財団債権承認許可申請
7	その他（財団債権）	39, 207	0	R7. 7. 3按分弁済予定
8	公租公課（優先的破産債権）	58, 757, 889	0	
9	労働債権（優先的破産債権）	額未定	0	債権調査未了
10	確定した一般債権	額未定	0	債権調査未了

【今後の進行】

- ☐ 換価未了財産あり
☒ 換価終了
☐ 破産廃止事案である
☒ 財団債権の按分弁済を完了する必要がある
☐ 配当事案である